

# 研究会通信

No.156  
1989年4月20日 刊  
会員局部長  
村落社会務学商四  
事中央大沢  
吉八王子市東中野742-1  
Tel 0426-74-3559

## 第一回研究会

日 時 一九八九年二月四日

場 所 中央大学駿河台記念館三五〇号室

出席者 荒樋 豊、渥美 剛、磯辺俊彦、大森正之、大崎 茂、  
柄沢行雄、高橋明善、高山隆三、武笠俊一、松田苑子、  
皆川勇一、安原 茂、吉沢四郎

### 農村社会編成の論理と展開

#### —転換期の家と産業経営をめぐつて—

安 原 茂

始めに、今回の報告については諸般の事情から十分な準備ができなかったことをお断りしておきたい。従って大変不十分な形で問題を提起し、また大変乱暴な、一種の仮説めいたものを申し上げることになるかもしれないが、この点をどうかお許し願いたい。

## 関東・東京地区研究会案内

一、日 時 一九八九年六月三日（土）午後1時から  
一、場 所 中央大学駿河台記念館四〇号室  
(御茶の水駅聖橋口下車二分)

一、報告者 田代洋一（横浜国立大学）  
一、テーマ 未定

まず第一に、この共通課題のタイトルについてだが、サブタイトルとして「転換期の家と農業経営」となっている。しかし、私は率直に言って「家」ではなく「農家」というふうに考えたいと思っている。ただ、この「農家」はやはり家的な性格を持つということ、もう一つは「家」というかたちで日本の農家をとらえるほうが、かなり歴史的に括りを持ち得るがあるので、「家」というタイトルになつたかと思う。けれども私自身はやはり現在に焦点を当て、「農家」というかたちで考えてみたい。従つて「家」を考える場合にも「農家における家」というかたちで考えてみたいと思う。

この前の共通課題で、土地利用の問題が取り上げられ、集団的土地利用ということが大きく提起され、それに対する議論、検討、報告が行なわれた。しかしこの集団的農地利用については、どうもやはり農家の在り方というものと関連させて考えなければ、その見通しが十分に明らかにならないのではないかと考えたのが、私がこの「農家」という問題を改めて検討したいと考えた一つの理由である。

この問題について色々と文献を読んでいくと、似たような考えがかなりから出されていたように思われる。

一つは、磯辺氏が編集した「講座 日本の社会と農家 8 変革の日本農業論」（一九八六年、日本評論社）において、田代洋一氏が第三者報告「農民の自治と連帯——担い手の視点から……」の中で、磯辺氏の考えについて以下のようなコメントをしておられる。

……磯辺さんは、「むら」を基礎とする集団的土地利用秩序の形成による「内生的な土地所有の変革」、すなわち「労働に規定された所有」の現実を展開されますが、そのためには、たとえばその「所有」も現実には「いえ」所有として存在しているといった、「いえ」と「むら」をめぐる問題をもっと具体的に詰めていく必要があると思います。……

田代氏自身は、現在の「いえ」というのは核家族化や家の崩壊という形で、その存在が脅かされていると述べておられる。核家族化という考え方については私は必ずしも賛成ではないが、やはり集団的土地位所有、土地利用、集団的自作農というような概念を考える場合に、現在の農家そのものが一体どういう構造を持ち、どのような基盤の上に存在しているのかを詰めなければ、その展開が明らかにならないのではないかと私も考える。また、「日本の農業」165号で、高橋明善氏が大内雅利氏の報告に対するコメントで以下のよう�述べておられる。

……今日、農業発展のための明確な道筋を描くことは誰にもでき

ないだろう。農地流動化、生産組織による協業等の議論も大多数の農家の家族の論理を欠如しては観念性を免れ得ない。そのようなときに、所有、生産、労働、生活をめぐってどのような家族が現われつづあるかを明らかにし、その変化の中から混迷する自作農制と農業構造の再編、再生の方向を考えていこうとすることが、農業家族論の最大の課題の一つなのである。……

ここで高橋氏が言われるところの「農家の家族の論理」というものを基礎におかなければ農地の流動化、あるいは共同化等にしても、比較的現実性を持ち得ないかもしれない」という指摘には、私も全く同感である。このようなことから、これまでの「村落と土地」という問題をさらに一層具体化し、展開するために現代の「農家」の在り方を考えなければならない。勿論この農家の在り方を考える場合には、歴史的に考える必要があるのだから、「家」という形で表現されることに私は異存がないけれども、私自身としてはやはり現在の農家というものをどのように考えるかかという点で主題に接近していくべきではないかと考えている。

## 二

第二番目に、こうした課題について社会学がどのような接近をしてきたのか、あるいはどのような成果を挙げてきたのかを振り返ってみた。そうすると、意外に社会学で、農家あるいは戦後の家というものを主題として取り上げることは少なかったようと思われる。社会学における農村家族研究がどのように行なわれているかについて、一九七三年の『社会学講座 農村社会学』第4章「農民生活の

変動と農村家族」で布施鉄治氏が問題点として次のように書いておられる。

「戦後における農村家族研究は、当初福武氏の農村民主化の問題意識に支えられた論文を生み出したが、その後日本資本主義の高度成長の中で、農村家族の構造的変容の社会学的分析には極めて立ち遅れている」とされその理由を、布施氏は二つ指摘しておられる。一つは、近代化・民主化という問題意識が極めて薄弱になった

ということ。第二に、さらに重要なことは、戦後の農村家族の変動というものが、旧来の農村社会学あるいは家族社会学で用意された概念ではとらえられない側面を生み出しており、それに対応できないために研究が遅れているのだと述べておられる。実はこのとき、布施氏は変動期（一九六〇～七〇年代）に出現してきた農村家族について、かつての直系家族というものと価値理念をきわめて異にした「二世代夫婦家族」として捉えるべきであると提言された。この「二

世代夫婦家族」という概念は、布施氏が私と山手茂氏とともに東北、九州で実施した農林省委託調査（布施、山手、安原「農家における家族関係近代化の方策に関する調査研究——農家事例調査研究——」農林省農政局普及部生活改善課委託調査、昭和四五年二月）のなかから出てきた概念であった。この概念はその後どこでも使われておらず、後述するように農家を直系家族あるいは修正直系家族として捉える議論が一般的であるが、この「二世代夫婦家族」という問題提起にはやはりそれなりに検討すべきものがあると私は今でも思っている。

このように昭和四八年に布施氏が社会学における農村家族研究は乏しい、と言つておられるのだが、実は一九八八年に出された前述の大内氏の『日本の農業』一六五号へのコメントの中で、高橋明善

氏も全く同じようなことを言っておられる。

……社会学の家族研究が、都市家族研究や伝統的家族Ⅱ家研究に傾斜し、現実の変動しつつある農村家族についての固有の理論的実証的研究に乏しい。……

そのためには大内氏の報告もやや精彩を欠くところがあると述べておられる。つまり一九七三一八八年の一五年という長期の間に同じようなことがはしなくも指摘されているということが、社会学における農村家族研究の実態なのではないだろうか。勿論その間に非常に貴重な洞察が無いわけではない。しかしながらそれが新しいパラダイムを用意するようになつたかというかというか、そういうふうに思われる。

例えば、布施氏があのよう書かれた少し前の年であるが、村研年報第5集（一九六九年）の、柿崎・民秋両氏の「農家生活構造の変動分析」（岡山県新池の調査報告）、これも非常に詳細な調査報告であったが、この中で家の変質ということに色々とお触れになり、家族構成、労働組織のあり方、家事の分担、家の中の権力構造等について実証的な調査報告を提出され、兼業化等を通じて家の変質が行なわれつづると指摘されている。例えばこの中で、家の相続をめぐり、大体家の相続というのは長男がやっているが、親の立場からすると、農業は放棄しても墓は守って欲しいと言つておる農家がある。家業をほうきしてもなおかつ存続を希求する、そういう「いえ」というのは一体どういう性質の「いえ」なのか、改めて考えてみると必要があるという指摘をしておられる。この点は上層農家だけでは

なく、下層農家でも、特に世帯主については、「部落を離れようとは思っていない。部落で生活を続けるかぎりはたとえ經營は他人に委託しても土地は手放さない」。こうして、祖先祭祀と土地保有という兩極を枢軸として営なまれている家の生活とは何であるのか、これはこれからも考えていかねばならないだろ」と言っておられるが、やはりここでも家に関するパラダイムの転換が求められているにもかかわらず、実にそれが遂行されてこなかつたのが實際ではなかつたが、それが新しいパラダイムを生み出すことにはなかなかならない、そこに問題があつたと私は感じている。

そういう点では、従来の農民層分解論は戦後の日本の農家の内部構造にまで立ち入った分析を行なつて來なかつたではないかと批判する、昭和五四年の松村和則氏の論文「水田单作地帯における農家の家族周期と就労構造」(『社会学評論』一一九号)においても、必ずしも新しいパラダイムが用意されてはいない。そこではやはり家のあり方がわかつてきていると指摘されているが、しかし、「農家は大枠として、直系家族の再生産を前提とした生活規範に裏打ちされ、その現実的表現としての周期段階において、保有労働力の最大限の利用を図ろうと」している。そういう意味で直系家族の内的な論理といふものが、具体的条件に適応しながら兼業というものを生み出しているとされ、結局「家父長制的」と形容されたかつての直系家族とは異なる意味における「直系制」へのより強い現実的要請がそこにある」と結論的部分で述べられている。しかし、この家父長制という直系制とは異なる直系制とは一体いかなるものであるのか、積極的な概念規定はなされていない。従つてここでもやはり戦後の変容しつつある農村家族・農民家族についての概念図式というもの

が、模索されながらも必ずしも積極的に明らかにされていないと言わなければならない。

こういうわけで、私自身も甚だ怠慢であったと言わねばならないが、戦後日本の農村研究を農民層分解論の観点から考えていく場合に、農村の最も基礎的なユニットである家族に立ち入つて、分解論の立場からこれを究明できず、またそこに新しいパラダイムの積極的な提言をすることができなかつた。勿論村研の社会学者が農家を扱つていなければ全然ない。村研に収録されたたくさんの論文で、様々な形で農家に触れられているわけであるが、やはり農家といふのは一つの不分割のユニットであつて、それ以上に立ち入らなければそれは判るというようなことがあつたのではないかと思われる。しかしそうした不分割のユニットと考えられた基礎的単位としての家族そのものの中に、様々な分化というものが生じてきているのが現実だとすると、やはりそこにまで立ち入つて考え、その上で農家の土地の問題と存続の問題を改めて考えていかなければならぬと考える。

### 三

そこで第三に、農村社会学者の最近の文献はそういった問題について一体何を明らかにしているのかということ、高橋氏の報告(『農村家族と農村構造の変動に関する社会学的研究』昭和六三年三月、研究代表者高橋明善)を読み直してみた。これは戦後直後から行なわれてきた秋田と岡山の農民意識調査の、第三回目にある報告書である。

この報告書で、高橋氏は現在の農村家族をとらえる場合に渡辺兵

力氏の視点あるいは枠組を積極的に採用している。これは農村家族を研究する場合、分析的には「制度的家」（相対的に動かない静的な構造体）と「所帶的家族」（動態的な家族）に区分して考えるといふものである。（渡辺兵力「農家と村落の相互規定」、村研年報第一二号、一九七六年）。こういうパラダイムそのものは從来から存在してきたようと思われる。実際には制度的な家と所帶的な家族とが動態・静態と区別されるのではなく相互に浸透しあうようになり、そのため制度的家のあり方にも影響が生じてくるというのが現在の農村家族変容の実態ではないだろうか。例えば制度的家の中に家父長權であるとか権限（相続等）の問題がはいつくるが、その家長権（会計管理・家業管理・労働の指揮統轄）が所帶的家族における日常性のなかでどんどん変化し、それが制度的な家のあり方にも大きな変化を与えることから考えられるし、相続のありかたについても同様のことが考えられる。相続については社会学者は必ずしも十分な調査をして来なかつたが、これもやはり利谷氏等が調査された報告が「日本の農業」シリーズにあり（農地相続）、そのなかで例えれば都市近郊については完全な資産的な土地所有という形で均分相続がどんどん行なわれるようになつてゐるという実態が述べられてゐるが、これは現在の所帶的な家族のあり方のベクトルというものだが、制度的な家のあり方に多様な衝撃的な影響を与えていたと考えることができよう。従つて、この二つの考え方は確かに分析的に分けられる面があるが、しかしこういう渡辺氏のパラダイムで果して十分なのかにどうかについては私はやや疑問に思つてゐる。しかし、こういうパラダイムを用意されたと言つことはひとつ新しい展開であると思う。

そしてそういうものを前提にして、日本の農村家族というのは「旧い自作農の家族」から「新しい自作農の家族」へと移りつづるというのが高橋氏の考え方である。この「新しい自作農の家族」というのは一体どんなものであるのかというと、「家族の自立性が強化され」、「労働力の自己評価が行なわれ」「人格的自立性の陶冶が進み」「家族成員の人格的自立性が展開する」。これらは制度的家において厳しく制約された問題であったが、これが解放され、新しい自作農が形成されるようになってきている。

しかしながら、その一番の基礎には、やはり土地保有というものがあると高橋氏は言つておられる。そして意識を色々詳細に検討すると、「家業たる農業を後退ないし縮小させ、逆に精神的・觀念的な側面で家としてのアイデンティティを維持する」という状態が現われてくると述べられている。要するに極めて零細な土地保有であつて、それをやはり家のシンボルとして確保する。そして同時に制度的な永続態としての家というものを觀念としてますます強化していく、こういう傾向があるのではないかと思われる。そうすると、「新しい自作農」、人格的に自立した、あるいは労働力の自己評価を持つ、こうした新しいタイプの自作農についても、こうした意味での家というものはやはり生きている。これは家父長的家族ではないけれどもやはり一つの直系家族であると言えるのかも知れない。そういう意味で、零細土地所有と、觀念としての、あるいは祭祀組織としての家、この両極端が依然として維持されており、家父長的な家族協業であるとか、あるいはまた、自給的經營から商品生産への新しい局面の展開にもかかえあらず、いずれにしろそういう形で現在の直系家族的形態というものが生きているというのが、現在の農家に関する

る考え方の一つのかなり有力な考え方ではないかと思われる。

#### 四

第四に、私自身が一体そういう問題についてどのように考えているのかということになる。私は戦後の自作農については一般にいわされているのと同じような見方をしており、所有と労働と経営というものが一致している、三位一体の戦後自作農というものが存在し、これが戦後の自作農の出発点であると考えていた。そしてこのうち家というものを考える場合に、所有と労働と経営、それぞれが一体どのように変化していくのかということが問題であり、それによって家が変化するということである。

しかしながら、所有と経営と労働というものはユニットとしての家々のなかの問題であって、それ以外の問題というものが勿論存在する。所有、経営、労働というのは渡辺兵力氏流に言えば所帯的な側面を指しているのであって、制度的な家という側面から見ると、もう二つ検討すべき問題がある。一つは、時間的な継続の中での家といふものをとらえるということであり、先祖と子孫との間に現在存在しているところの家の問題。もう一つは空間的な問題であり、家というものは社会的単位として存在しており、あるいは関係的単位である。むらの中で家として認められるものが家である。家というものはどうも間柄＝関係の中で規定される面を持つてゐるのではないかということは、前回大会の柿崎報告で取り上げられた一つの問題であった。しかし以前からこういうことは取り上げられており、家がなぜむらの中で家として認められるのか、そこに家の「株」というか「格」というか、そういうものとしてまた、極めて零細であつ

ても土地保有、墓地保有ということが行なわれてゐるわけであつて、そうした社会的＝空間的単位としての家という問題がある。

こういうわけで、現在における家の内部構造としての所有、経営、労働という問題が、同時に時間的空間的単位としての家、前と後につながるところの時間的単位としての現在の家という問題と、空間的単位としての、社会関係の関係単位としての家という問い、これがそれぞれに関係するのではないかと思つてゐる。そういう側面で、所帯単位の三つの側面の変容も関連させながら考えていかなければならぬだろうと思われる。

そういう点で、所有と労働と経営というものについては、色々な方が様々に指摘されているように、非常に大きな変化が生じてきていることに間違いない。ただこの中で例えば、農地の所有について従来一般的に家産的・土地所有→生産手段的・土地所有→資産的・土地所有と変化してきただろうという理解がある。戦後の農家の土地所有の実態及び「土地觀」といったものがそのように変わって來ているとみるのが今日の一種の共通理解であろう。実は私もそのような観点でいくつかの農村調査を試み、家産と考えますか生産手段と考えますか？というような質問をしたことがある。また高橋氏らの調査でもこうした「土地觀」についての調査が行なわれてゐる。しかし私はどうも家産と生産手段と資産の三つを段階的に区分してみるのではなく、確かに土地所有の変化のあり方、あるいは国民社会全体の変化のあり方に対応する面があるよう思うが、農民自身の実際の生活構造の実態から言うと、これは必ずしもそのようにきれいに切れる問題ではないだろうと思うようになつて來てゐる。家産であると同時に生産手段である、同時に資産である。どちらですかと聞かれ

れば何か答えるかも知れないが、しかし実際はその三つの複合的に結び付いており、ある状況のもとでは資産としての側面が強く浮かび上がり、ある局面においては生産手段としての側面が強く浮かび上がる。状況に応じてそのようなことがある。従つて集団的な土地利用といったことを考える場合でも、土地というものは所有権ではなくて利用権が優先されるべきだと言われても、生産手段的なものが同時に家庭的なものであり資産的なものもあるから、これをただ生産手段的に考えると、必ずしもうまくいかない問題があるようと思われる。この問題はやはりこれからも立ち入つて検討すべき問題なのだと思う。

労働の側面では、家長の家族協業指揮統轄という状態は確かに消滅して来たということは事実であろう。実際我々が昭和四三年に佐賀県で行なった前述の委託調査には次のような事例があった。複合経営をしている専業農家で、年長世代が米を作り、後継者世代が畜産、あるいは野菜を作るというように部門別に分担をしている。そしてやがて年長世代が高齢化していくと、年長世代が野菜をやり、米は後継者世代がやるというふうに分担を替えていくのである。このように複合した部門別の家族協定、家族協業というものが行なわれることになっているというのは、明らかに前には見られなかつた変化だと思われるし、また実はそういう農家の場合には若夫婦は別棟に住んでおり、食事だけは一緒だが同居しないというような生活形態をとっている。あるいはまた兼業化がどんどん進んでいくとか、傍系の家族成員の労働力がいなくなるかといった形で、家族協業のあり方という点についても非常に大きな変化が生じて來たということは間違いないし、またそもそも家族単位の協業で新しい生産力を担

うことが出来るのかというような問題さえ見出されて來ているのが実態であろうと思われる。そういう意味ではやはり色々な考え方があまり変わつて來た。

経営のあり方については私はかねてから日本の米作農家においては自給的観念、自給性の部分というものが意外な強さを示しているのではないかと思つていた。明治の地相改正においても、あるいは戦後の供出にしても、農家の米販売というのは常に窮迫販売的側面を持つていた。勿論戦後昭和三〇年代以降の生産力段階においては、小商品生産者としての側面を非常に強く持つようになったことは言う迄もない。しかし、この窮迫販売的な形での商品生産なし市場への組み入れ、という経験というものが非常に強くあり、従つてその背景には常に自給的なものが強くある。私が調査した山形県の神町部落の、果樹だけ作つていて米さえ賣いに行くというような農家は日本では極めて例外的であると私は思つ。福島県の桧枝岐村などでも米を作れないで買って來たといつよう話を聞いたが、実際には米というのはどこでも作りたい、農家は米を作れるところでは米を作りたいと考えている。ではその米といふのは何であるのかと云うと、それは自給的なものを基本にしていふと考へられる（食管米価のことと無視するわけではないが）。そこで土地所有についても高橋氏だと思うが、家産的・土地所有、生産手段的・土地所有、資産的・土地所有のほかに、「生活手段的・土地所有」という観念を新たに考へるべきであるということを言っておられるが、この「生活手段的・土地所有」というものが戦後自作農の土地所有の基礎的な部分にやはり存在しているのではないか。従つて、秋田の農家が米価が下がつても土地は手放さないで、かえつて機械を買つ

てでも農地を残しておいてパートタイムに出るという事例が雑誌「暮らしの手帳」に紹介されていたが、そういう土地というものは何か、こういう問題がやはり浮かび上がってくるわけであり、そういう側面が農業経営の一番の基礎にあるのではないだろうか。勿論、その部分は農業経営のあり方からすると量的には極めて縮小されて来ているということは言うまでもない。しかいどうもそのような側面があるということを確認していかないと新しい合理的な土地利用等についても様々な問題が生じてくるのではないかと考える。

次に、時間的単位としての家という問題であるが、これはやはりさきほど紹介した様に、現在の農家の中では息子が農業を継がらなくてあとなりとして残ってもらいたい、そういう意味では「家業」の永続性というものと家の永続性というものが必ずしもリンクしなくなってきた。家業でなくともいいのであると言われるような状態になってきている。家業でなくともいいのであると言われるようなが放棄されるのかというと、これはやはり残されていくであろうと思われるので、単に観念だけの永続性とは考えられないのではないかと思う。この点について安孫子氏があるところで、後継者が一旦他出して、一定期間を経て年をとつてから自宅の農業にもどつてくるというケースを紹介した論文について、そういうのは一旦外に出たのだから家の永続性という觀点からは否定されるべき存在であり、新しい職業選択なのであると言つておられるが、私はやはりそれは家の永続なのだと思う。後継者が一旦他出してしかるべき時期にまた帰つて来るというのは、かなり変則的ではあるがそれなりの家の永続なのである。

最後に、空間的な単位としての家という問題であるが、これはむ

らの中でどういう農家が「農家」と見なされるのかという問題である。やはりそこには、基本的には極めて零細であっても土地保有といふものが存在しているのではないだろうか。この土地保有というのは勿論農地、それから庭畠、宅地というような形になり、宅地が一番基本的なものとなると思うが、やはり庭畠を含めて極めて零細であっても農地を持っているということが、むらの人間のむら人としての資格を与えていたい。従つて、センサスで農家となされない、零細な土地を持つて「農家」も存在する。それはセンサスでは農家でなくなっているのだが、やはりそれなりに、極めて零細であるが農地を持ち、農業者としてむらの様々な共同生活に参加している「農家」なのである。実際に集落調査に記載されている農家戸数と、我々が実際むらに入つてむら人から聞く農家戸数が食い違つ場合が多少あるのはそのためである。そういう意味で空間的な単位としての、あるいは社会的関係単位としての家において零細な土地保有というものが一定の意義を持ち続けていくのではないかと思う。

## 五

それでは、様々な変化を経験してきた現在の農家を、一体どのよう表現するのが適切なのだろうか。実際にはやはり「直系家族」という考え方方が基本であり、そういう表現が非常に多い。布施氏のような「一世代同居家族」というような表現はほとんど稀である。家族化という議論もあるが、私も布施氏同様核家族化という考えは採用しない。従つて「変容した直系家族」という考え方方が実態に即するようにも思われるが、しかしその場合に、「直系家族」とは一体

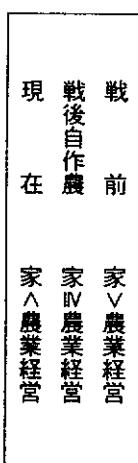
何を指すのか、ということが実態に即して改めて考え直されねばならないのであろうと思う。村研の論文を見ても、「直系家族」あるいは「家」という言葉が極めて無造作に使われているのが、直系家族という考え方についても色々な規定があるようである。家族社会学で一番中心になつてゐる考え方は森岡清美氏のものだろうと思うが、氏の規定は定位家族と生殖家族の様々な結び付きの中で、「居住規則」に基づいた類型の一つとして直系家族というものが取り上げられている。つまり直系家族というのは、一人の子供の生殖家族と共同生活が営なまれているような家族類型である。

このように居住規則という点で直系家族を考えている点は一つの見方であろうと思うが、そうなると、家長権の問題であるとか、あるいは、相続の問題などといふのはいわばその居住規則のコロラリーといふかたちになる。果してそういう理解でよいのだろうか。実は居住規則というのは直系家族のある時期の家父長的性格から生じて来るところのコロラリーではないだろうかと考えられる面もあるので、直系家族を森岡氏のよう規定することで果してよいのだろうか。このように考へると、直系家族をどのように考へるのかということと自体、どうもこの十年二十年の農民家族の家の変化のあり方の中から、改めて考えられなければならない問題になつて來てゐるのではないだろうか。

そこで主題であるところの「家」と「農業経営」について、思い付いたにこんなことが言えるのではないだろうか。(図1参照)。戦前の日本の農業については、家本位的な農業というものが行なわれていた。戦後自作農がしだいに変容し、現在はいわば脱家本位的農業であり、家そのものがもはや基本的な農業の単位になりえない状

況が一般化して來てゐる。こういう状況の中で、土地一家の基礎としての土地—というものが問われて来るようになつたと考えられる。

図1



このように考へると、我々が今後考へねばならないのは次の三つの問題である。一つは、家の変容といふものの全容を明らかにしていく必要があるということである。どうもこの点がはっきりしていない。断片的に極めて興味ある指摘は沢山あるが、その全容が明らかにされているとは思えない。このあたりをやはり考へていく必要がある。

第二に、そうした全容をとらえるなかで、新しいパラダイムを工夫していく必要があると思う。これは始めに紹介した様に、布施氏や高橋氏から、農民家族の研究の頼りなさは理論が立ち遅れているからではないかという指摘がある。そういう意味で、変容しつつある実態を究明する中から、我々は新しいパラダイムを工夫していく必要あるのではないかだろうか。

そして最後に、そういうパラダイムによって、零細農耕を克服する農業ユニットといおうものは一体何か、そのユニットと農民家族とは如何にかかわっていくのかということを明らかにしていく必要があるだろう。この三つが私どもに課せられている現在の課題では

ないかと思われる。

(付記) 報告テープをおこして裁き、有難かつたが再読すると、やはり不十分な報告であったことを痛感する。今後、さらに検討を重ねてゆきたい。—安原)



## 討論

磯辺 (司会)

全体を五つぐらいに分けて討論され、最後に三つ目の課題ということで整理されたと思う。ただ、四点目が戦後自作農の問題、五点目が現在の農家をどう表現していくかということだと思うが、一、二、三、の区別がつかなくなつたので教えていただきたい。

安原 第一是共通テーマのタイトルということで、「農家」とい

うことで考えたいということ。一番目は社会学における戦後の農家研究はどうなつているかということ。三番目は最近の一番新しい農家研究ということで、高橋氏の科研費による調査報告を取り上げた。

ところで、私の方から磯辺先生にお聞きしたいのだが、農業経済学の方々が「家」という言葉を使う場合、どういう概念内容を持たせているのか。

磯辺

そのことについて私自身大変悩み始めている。というのは、私の院生の中でケニアやガーナの農業を研究しているが、そういう所の「家族」は、私の既成概念と同居出来なくなつていい。ここ二、三年ばかり沖縄に行つてはいるが、沖縄の家(ヤー)は、先程から安原先生の話にあるように、完全に生存の基礎としてのヤーという話と、もう一つの祭祀の単位としてのヤーという、この両方がからんでくる。それが本土の場合の水田農業で考えられた、いわゆる「家」としてとらえられた直系家族のものとどこでどう違つているのかというあたりを少しつきりさせていけば、もう少し現代

的な課題に、あるいは日本農業論に批判的な視点が立てられるのではないだろうか、と考えている。で、そちらからのアプローチということだが、今言つた様に、今迄の「農家」というものをもう一度よく考え直してみる必要があるのだな、という程度であつて、じゃあ、お前はどう言うんだと言われても今は申し上げようがない。

むしろ、そこでどういうふうに組み替えることが可能なのか、あるいは批判的に整理し直すことができるだろうか、そこで大筋として考えることが三点ある。一点は相続制度にかかることで、沖縄の場合に分割相続をとる地帯（本島と久米島）でも相続問題が具体的に出て来るのは明治三十二、三年頃の土地整理、日本で言えば地租改正が明治の七、八年頃から行なわれ、それが沖縄だけ遅れて日清戦争の後まで持ち越され、それまで建て前上は地割制度の下で私的土地位所有、家産といつもの無い訳である。その後で出て来たのが土地という側面。それ以前にあつたのは何かというと位牌である。位牌をどうつないでいくかということに関してはかなり厳しいルールが、私もよく判らないが基本的には三つぐらいある。とにかく位牌を相続していく、これが基本で、先生がおっしゃった祭祀をつないでいくというところに土地以前の問題があるようと思つ。先程、均分、あるいは分割相続と言つたが、それ以前の問題として位牌の問題が一つある。これが第一点である。

次に二つ目の問題としては、例えば勉強の話でなくて申し訳ないが、中里介山の「大菩薩峠」に、桑原武雄さんが三巻目か四巻目かの解説で、うちの研究会では大菩薩峠をテキストにしていると書いておられる。面白い研究会だらうなと思ってうらやましかつたわけだが、その中で日本社会の三層構造の話がある。表層に近代があり、

中層が封建で一番下がシャーマニズム、簡単に言えばそういう話だが、それを私の理解で言うと、上層に水田社会があつて根っこに畠作社会があるような社会構造というものを作られておくべきではなかろうか、つまり沖縄原型説なのだが、それが第二点目なのである。

もう一つは農法論にかかるのだが、今の話を延長しながら世界史的な農法の展開ということを議論する場合に、やはり畠作農業中にも私どもはいつも議論するので、三圃式だと穀草式などといわれる輪栽式というような見解を直訳をしておるのだが、そうしたなかで水田農業をどういうふうにしていくかという問題が残る訳であり、それが今言つた社会構造の三層構造というような、長野農文協の堀越久甫氏がエレベーターでオックスをまたがつていくような話を「むらづくりの手法」という『日本の農業』のなかで言っておられるが、ああいうようなイメージを非常に強く沖縄などを歩いてみると感じるものだから、で、やはり日本の水田社会・直系家族といふものをそれ自体としてつかまえることにもう限界があるような気がして、そういうものをもう一つ批判的に相対化していく手がないか、というのが私の理解である。では相対化しておいて家をどういふかといわれるとまだ答えはございませんと言うより他ない。高橋さんその点少し媒介的なコメントをしていただくとありがたいのですが。

**高橋** 沖縄は歴史がはつきりしないのだが、明治の初めの段階で、明らかに長子相続で家が形成されているという議論をしておられる。面白い研究会だらうなと思ってうらやましかつたわけだから「家産」というのはない。家産抜きの家がある。

磯辺

その場合長子は何を相続しているのか？

高橋 基本的にはトートーメー、位牌しかない。それといわゆる屋敷地、それを長男が相続する。二、三男は絶対、長男が死んでも相続出来ない。……（テープ交換のため不明）……西洋

は日本のようにファミリーと区別された家観念を発展させるのではなくて、ファミリーそのものが家である。日本の場合は家族という言葉をいつから使用し始めたか判らないが、ともかく抽象された家観念あるいは概念を作り出していく。中国の場合私はよく判らないので皆さんからお聞きしたいのだが、どうも昔は家族というのではなくて、孔子なら孔家であるとか、大きな宗族に組み込まれた全体が家で、その家という概念で伸縮自在に全体をさすし個別の世帯をも指す。インドネシアのクラワルガの場合家族と親族の区別がつかない。どちらも家族と言ってしまう。どちらもクラワルガなのだ。ある種の家というものは、ヨーロッパと日本とは違うが、抽象的な家観念が成立したのは日本だけで、西洋では出来なかつたと、「文明としてのイエ社会」などで日本的な社会ということをえらく強調している。しかし家というものが出来るためには相等生産力が高くないとね。日本でも近世中期でよう、農民の中に家観念が形成されるのは、家規範というものは、遡れば遡るほど上の方へ行つてしまつて、それがずっと下がつてね。やはりヨーロッパでもそうじゃないか。要するにヨーロッパにも自分達の領主に對して、一定の関わりを持って、自分の財産や土地を権力に對して主張できる、その段階があるのでないかという気がする。

磯辺

そこでさつき安原先生がおっしゃった、家というのは先祖の祭祀と土地所有であるというこの二点。今高橋さんが

おっしゃったのも結局そこですよね。問題は土地所有の側が、沖縄の場合だとふわっとしている。みんなが「私は土地所有者だ」みたいな顔をしているわけで、事実そういうような分け方をしている。

安原

「みんなが」というのは？

磯辺

極端に言えば、分割相続、それから生活の根拠がある。年をとつたら入れるだけの、たとえ面積が五畝歩とか何十坪

しかなくとも自分の名義になつてある根拠がある。こうなるのではある」と極端な言い方をしている。外に出て行つて間は当然そこで耕せませんから誰かが使う。そういう点では一つの非常にルーズな関係はある。先生がおっしゃったその問題はその土地所有のあり方にかかわつて、日本の場合かなり厳しい土地所有だと考えざるをえない、曖昧ではあります。

高橋

インドネシアあたりも本来均分相続であり、勿論家は形成されず、姓もない。そういう意味では個人は甲羅のない蟹で家にも守られない、むらも勿論弱いのでむらにも守られない、そういうのアジア的というのじゃないかと思つたりしまして……。

磯辺

沖縄で久米島に行つたのは、本土で沖縄戦のときに戸籍を意識的に焼いたのだが、久米島には残つてゐるというので、戸籍簿と土地の登記簿を少し当たつて見ようといつて出かけたわけです。まだ私どもの仮説でしかないのだが、例えば祖母がウシという、母もウシという、娘が二人いてまたウシという名前、このように、我々の戸籍感覚では想像出来ないような、ウシさんが家の中にごろごろいる。そういう戸籍というのはどういうふうに思つていいのか。それから届け出の時期というのが、一番末の子

が生まれたときに兄弟五、六人一度に届け出ているというような形とか。我々の本土のびちっとした戸籍感覚とまるつきり違うような面がある。おそらく何か子供の頃の通称がありますね、「仮の名のような。それでもって大体家中では通用しているのではないだろうか。役場の方には戸籍簿に「ほどよくつけておいてくれよ」と、こういうような感じではなかろうかという気がする。

もう一つ、土地台帳について言うと、明治三三～六にかけての土地整理、今で言えば曾祖父くらいの名前になるわけだが、それ以来一切さわっていないんですね、極端な場合だと。誰が土地所有者だったのか、現在分からぬ。村役場で道路拡張工事等をすると誰に払つていいのかわからない。その中の何人かアルゼンチンに行つているなどということまでその相続について全部入つてくる。そうすると仕方ないので、北の方の村、国頭村ですか、役場で特別会計を作つてそこに全部貯金して置くのです。そのような土地台帳のあり方、こういうものは、太閤検地以来の日本の土地把握の仕方と基本的に違うような気がした。要するに、戸籍も土地台帳もどちらも日本的な意味で有効に働いていないというのが私の感想であつて、もう少しその点を正確に押えていく必要があるとは思つてゐる。ただ戦後最近になつて太平洋不動産などといつてリゾート開発が入つて来るとそれでは済まないので、それとアメリカとの関係で誰に地代が入るという話が出て来たりすると、その辺でやつと土地が商品化するような感じがする。土地と人間とにかく肝心なところで何かこう政治とかかわらないところでの実際の生活と、それと政治とかかわる部分との違いが、少し考える距離があるような感じを受けるので、日本の場合それがあまりにもびたりくつき過ぎてい

るのでまた今度逆に頭に来るよくな……。先生がさつき言われたような直系二世代夫婦家族と言われても、やはりちょっと氣になる感じがする。

安原 大分前に私が新潟のむらを調査したときに、山沿いのむらなので山があるのだが、土地台帳で一戸ずつ見てみたところ、世帯主の父の名義になつてゐるのもあるし祖父の名義になつてゐるものもある。農地はそうでないのかも知れないが、土地所有の名義が一体どうなつていて、その名義がどういう形で書き換えられるか、一括で書き換えられるのか、一部は生前に息子に名前だけ書き換えるとか、つまりそういう形で所有のあり方についても、名義という点で追求していくと色々問題があるということが最近よく強調されるようになつてきたが、そのようなことは農地についても今でもあるのかなあという気がちよつとする。税金を取られるようになると今はそういうのは下らないようになつてくるし、しかしそういうふうに考えてみるとやはり世帯的個人が持つてゐるのではなくてまさに制度的家が持つてゐるのだから、家であることは事実だとういう考え方が本来出てくるわけですね。

磯辺 何らそれで差し支えないわけですね。それで思い出すのだが、アメリカで土地台帳を何とかサービスという所でそれをやつてゐるわけですが、土地を売買するときに初めて台帳を作るのである。日本のような検地がまだ出てこない。だから売買されない限りはずつと台帳なしで過ごしてゐるよう思いました。すると日本のようにまず土地を押えるという感覚はどこから出て來るのだろうか。この土地所有觀点、その辺りを聞いてみたい感じがしますけれども。それとさつきおっしゃった祭祀というのがどこでどう

結びついているのですね。両方セツトになれば確かに家というイメージが出て来るのですが、そのずれがある場合ですね。

高橋 日本ですか？

高橋 日本でも。

磯辺 沖縄じゃなくて？

高橋 はあ。最近の問題というのが逆にそういうずれを生み出しています。

磯辺 僕らの岡山調査で長男の役割は何だと聞いたら先祖祭祀が一番多い。

安原 それで土地が全然問題にならなくなつて、それを手離すのならば一つは問題が無くなる点もあるのだが、そうなるのか？ということですね。

高橋 それから先程の沖縄。僕の感じでは沖縄というのは海を渡って来ますから、色々入交じっているので、どっちが原型だというように簡単に言えないのではないかと思う。

磯辺 ま、それはそうです。

高橋 トートーメなんか長子絶対でしょう。こういう社会はアジアに無いですから、これは日本から入つたと思う。それから世代輩行主義なのですよ。

磯辺 韓国もそう（長子相続）なんですよ。

高橋 から日本だけなのですね。それから世代輩行主義なんですね。弟は長男の養子には絶対出来ない。これは中国と同じなのです。

磯辺 長男の子供がなければ弟の次男が長男の家を継ぐんですね。弟の長男は弟の家を興すわけですね。

高橋 それも何というか中国の世代輩行主義に近いところがある。それから門中という言葉ですが、これは韓国でも門中でしょう。どう読むのかは知らないが文字は同じ。

磯辺 もっと厳しいやつですね。

高橋 ですからこれは韓国の影響がある。そうすると沖縄の場合何が基層なんだと我々は決めにくい、という感じがする。おそらくボリネシアの方から、たくさん来ていると思う。大体東南アジアは全部男女均分相続ですね。そういうのが来ているかも知れない。

皆川 磯辺先生ですね。

磯辺 私は報告じゃございませんから。

皆川 沖縄は均分相続だとおっしゃったが、全部の子供に分割したんでしょうか。男だけなのか女子も入るのか。

磯辺 どうも女子は入っていないような感じを受けました。それが最近になってだんだん農業をやる人間だけに集中していくとか、それと都市近郊だと逆の意味で資産的な分割を要求していくような感じを受けますね。今やそういう意味で安原先生のおつやった混乱の時代なので、どれが中心だとなかなか言い難くなっていることは事実ですね。

皆川 それでついでに高橋先生にお伺いしたいのですが、東南アジアは女子でも相続があるのですか。

高橋 基本的にはそうでしょう。

皆川 双系制というのはまた……。

高橋 双系制になるわけですね。

高川 その権利というのはまた日本とは範囲が違つて来ますね。

高橋 そうです。違います。

安原 ただ東南アジアと言つても一般化は出来ないです。タイなんかは完全に女性優先。

高橋 タイは女性優先ですよね。

安原 宅地と屋敷地は必ず女性に行く。

高橋 ただ、小谷さんが言うように、昔のある段階まで男の方は水牛をもらうとかね。水牛の方が当時としてはいいんじゃないか、そういうことがあるから女性優先だとはかつては言えなかつた。

安原 家屋は生活の基礎だからね。

高橋 れども、女性中心ですよね。男が絶対もらえないのはなくて。フィリピンやジャワなどでは完全に男女均等ですね。ジャワに行くと姓もない。姓がないから家系意識が全くない。結婚したら名前が変わってしまうんですよ、生まれたときの幼時の名前がね、男の名前が変わるから。誰に誰がつながっているか全然わからない。

磯辺 タイの場合は墓はほとんど作らなかったらしい。最近農家の話から少しいうだいぶ羽が生えて飛びつづるのではないかと思いますが。

高橋 タイの場合も墓はほとんど作らなかったらしい。最近農民が作るようになつたらしいが。それから自分の父親ぐらいの位牌は持つていても、祖父のなんかは皆ゴミ捨て場に捨ててしまふという話ですけれども。水田社会であつてもね、仏教がきっかけから先祖崇拜を廃止してしまつたかもしれないけれども。

磯辺

沖縄でも藩政期の話として伝わっているのを聞いていると、琉球王朝から部落に調査が来ますね。そうすると位牌を並べた祭壇のようなのがあって、死んだ人の名札をずっと並べてある。それが無い家が沢山あるんですよ、本島は揃えておかなければいけないやつを。そうすると隣から借りてくるんです。検査が終わるとすぐ隣の家に走つて行つて……。それをいちいち誰も読んでいるわけじゃないから。ということは、トートーネとか位牌とかそれが中心の様に思うのだけれども、それがきちっとしていたかというとそれさえ心細くなつてくる。

高橋

だから沖縄新報でしたか、トートーネなどを方々へ調査に行つた報告が出ましたか、それを色々と考証してみると

江戸

時代にそういう習慣は無いというんですね。

磯辺

どうもそういう感じなんですね。

高橋

それで近代になって、とりわけ戦後になって、特に一番都市化した那覇周辺に、爆発的に拡がつて來た。

磯辺

もう一つあるのは、おそらく琉球王朝の周辺から、そうしたシステムが民間に逆に拡つて行つたのではないかとい

う……。

無いんですね。それが研究されていますが、全然そういう行なわれているんですね。

磯辺

いや、本当にわからないことばかりで。他の皆さんいかがでしょうか。もう少し話をもどしていただきたいと思つてゐるのですが。

松田

安原先生の全体の話の流れに関わる質問というか、私が

ちょっとと考えが違うなという点なのですが。新しいパラダイムを作らなければならないということを言われているが、私が理解する限りパラダイムというのは気がついたら出来てはいると思うものではないかと思う。何かどうしても解けない問題があつて、それを解こうと思って色々な方法論でやつていったら、例えば今の話を理解すると、家パラダイムというのはすでに現実の理解には通さない。だから何かそうではないものが、目指して出来上るのではなくて積み重ねの結果としてできたという概念ではないかという気がする。最後に結論の所で三点おっしゃつたが、むしろそのパラダイムの積み重ねの、三點目の零細農耕を克服するユニットは何か、それを模索していくなかから、多分家パラダイムではない新しいパラダイムが出て来るのでないだろうかという気がする。

安原

認識の当否ということは今別として、色々な議論がある

安原 とは思うが、私はおっしゃる通りだと思う。さつき実は報告の中で申し上げなかつたが、新しい理論枠組を意識的に、大変積極的に押し出されたのが最近の長谷川さんである。村落についても共同体、競合体、複合体の三つの段階で整理され、それに対応する家族形態を取り上げておられる。あれは意欲的な試みであるし、やはり十分検討すべきものであると思うが、賛成出来ない所も勿論ある。疑問も沢山あるのだが、そうした試みを色々やつてあるなかで何か出て来るというように私は思う。やはり今まではどうもくちれない、歯切れが悪いというところが色々あつて、歯切れの悪さというものを見たかが実感されるようになると少し変わつて来るのじゃないだろうかという感じがする。

磯辺

新しいパラダイムを工夫しなければならぬと安原先生

はおっしゃつたが、それは、零細農耕克服のユニットとしてその中に吸収・解消されてしまうというんですか、今の家が。それともそこで家というのが新しい形で再生されるとお考えなのでしょうか。安原先生・松田先生の認識というか予感を聞かせていただきたい。

安原

難しい問題だが、私はやはり普通りわれている家、直系家族と言われているのは、家長の労働指揮統轄というのだが、やはり重要なモーメントをなしていると思う。そういう意味での家は解体すると思う。つまり、磯辺先生がおっしゃる自立した農業労働力とは一体何だろうかという問題と関係するが、やはり個人として、あるいはある集団のなかで、やはり自分の意識であるいはディスカッションしながら、他者を意識しない意志決定をしていく。そういう自由な意志決定をしていく能力を持つて農業労働者、あるいは農業者、こういうものが出て来た時に私は家というものはもう無くなつていると考えていいのではないかと思うので、そういう意味では「家族」はあるだろうが、家というのはそこでは歴史的な役割を達成して終了するということになるのかなと私は思う。

高橋

今、磯辺先生の言われた集団的自作農のような議論を、家による所有を否定して実質的に何だという議論をしても僕は始まらないと思う。やはり安原先生がさつきおっしゃつたようにその保有を前提にしたうえで、その機械を借りたい者・貸したい者が借り手となり貸し手となるという関係を考えないといけないだろう。そういう意味ではやはり家の伝統というものが生きていくだろうと思う。そのうえないと新しいものは出来ないとと思う。北海道

では出来るかも知れないが、そんな感じがしている。

川口諦さんがよくおっしゃっているが、要するに家の永

安原

統制というのは単に観念だけではなく定住ということである。だから持続的な定住ということが家生活の一つの要素に間違いないのだが、これはやはり強意志でそこに居住するのと先祖代々そこにあるからやむをえずそこにいるのとは違うのだと思う。だから

高橋さんがおっしゃったような面は勿論あると思うが、意識の上でもそれは組み替えられていき、異質の面が出て来る。結果高橋さんがおっしゃるよう、解体化していくことになるかも知れない。その意識構造というのは、やはり違ってくるのではないか。違わざるをえないのではないだろうか。

高橋

違うのだけれども……つまり伝統的な家そのものじゃないんですよ。有賀さんがいつも主張するように、生まれたるものも変わっていくという構造だと思う。

安原

川口さんは、土地はみんなのもので一代が俺が預かっているのである。一代預かりの意識ということをきりにおっしゃる。これはやはり新しい土地利用のありかたについても、もし考えていくならば、確かに伝統的なものの再生という形で理解することはできるだろうと思うが、ところが一方では日本の土地所有というものは絶対的土地所有権みたいである。戦後になって資本のあり方によって、媒介されてきてるということがあり、汚染されているのが現状なのであって、そこからただ一代預かりの形で大改革に生きてゆくようにはとても思えない。だからなんらかの形での変革が出てこないとダメだろう。だから結果から見ると、形態的には一代預かり的なものがあるかも知れないが、しかしそれが伝統の

無媒介な展開から引き出されるかについては、私は大変疑問を持つてている。

磯辺

高橋さんいかがですか。無媒介に同じものが続くと言つていいわけではないでしょう。

高橋

何かというと、女はみんなむらを動かして農業をやっていけるのに、家では全然発言権が無いという問題がある。実際上は経営権はみんなだんなが握っているというような、そういう構造が現在もあるわけです。それからまた從来むらは常に家を単位として仕組まれて来たけれども今は多世代夫婦となり、多世代共住している。八〇歳代、六〇歳代、四〇歳代、二〇歳代といった四階建ての家族が出来てきて、そういうのがものすごく増えている。そういうなかで、おそらくこれから生活をみても老後、年寄の生活などは大問題である。家単位の仕組ではない、むらの仕組ができるいかなくてはならないと思う。だからそういう形で見えるをえないし変わるだろうと思う。しかし保有の面を否定してね……農家は非常に多いですよ、農地改革でとられちゃうんじゃないかというのがね。そのところはまだしばらく続いていくだろうと思いますね。仮にそれが均分相続なんかで個人に分割されたら一体どういうことになるのか、無限に細分化され、確かに土地は流動化するが、そういうあたりから一体何が出てくるのだろうという気がする。

安原

それからもう一つ付け加えたいのは、家族協定農業といふのが一時かなり問題になり、私も農林省の調査の時、家族協定農業の一番の先進地ということで栃木に行つたのだが、家族協定—経営協定にしても企業協定にしても、それからもう少し変則

的なものとしての月給制——ああいうのは結局あだ花だった。私にはどうもそういう気がする。つまりあれは日本の家にやはりふさわしくなかったので、そういう点でやはり伝統の力というものは非常に強いという感じがある。あれはやはりまだ余裕のある条件だったから普及しなかったので、もう少し切羽詰つてくればまた違つてくるかも知れない。実際に最近は主婦に土地の名義を一部預けるというようなことをする農家が一部出て来たということを少し聞くが、そうすると家族協定のアイディアそのものが今の条件の中で、あるいはまた色々な試みがなされるという気がする。

磯辺 さて、質問者の松田さんの方から今の問題に関して積極的な意見を聞かせてください。

松田 イムという言葉はちょっと置いておきたい。何かともかく分析枠組を変える必要に迫られている。家のあり方について歴史的にどの辺に根源があるのかとか、要素的に分解されるわけだが、今日の安原先生の話を伺っていると、戦前は家本位的農業経営、戦後の自作農体制。けれどもそれはどうなのだろうか。我々がそれがあったと把握しているものが、歴史的実態としてあった歴史的期間はそんなに長かったのだろうか。むしろそれは概念的にあつたと我々が考へているだけであつて、その時にも色々な農家のあり方はあつたのではないか。だから家という枠組で農家を捉える、そういう捉え方でそれこそ明治から昭和三〇年ぐらいの日本の農家は捉えられたかも知れないが、その後の機械化が進んで兼業化が進んで行つたときはどうも捉え切れないのではないかという気がする。その意味でいま高齢化の問題とかおっしゃったわけですが、一体農業の労働

のあり方というのは三〇年以降どう変わつて來たのか、その辺も一つ要素として考えるべきではないのか。結局從来の太体基幹労働力が三人いるぐらいの農家労働力では燃焼し切れないような機械を使うようになつていて。そういう状態の下で、農家の労働というのはどういうふうに考えられるのか。その辺を掘り起こして行つたら新しい農家のとらえ方というのも出れくるのではないか。

安原

一番上の段階は、農業労働の条件という点で言うと人力段階あるいは牛馬耕というような形になつていて、それで家長が経験の蓄積の上に一つは労働力指揮の正当性を与えられていたということがあると思う。だが今は家族労働力三人ではコントロールできないような機械を使うようになつているとおっしゃつたが、私は必ずしもそれは思つてない。やはり個人の労働でオペレートできる範囲の機械化だと思う。だから色々な共同経営などをやつている所でも、サラリーマンをやつている農家の跡取りが、農繁期に会社を休んでばーっとやつちやうというやり方で済む。東村なんかもそうですが3ha超していてもちょこちょこつとやれる。だからそういう個人能力でコントロール出来る機械化なのだろう。

松田 兼業・農外就労という前提があつてのことですね。

安原

農内だろうと農外だろうとそれはまあかまわない。そういうのはやはり從来の勘とこつによる熟練の形成ではどうにもならないという点があり、そういう意味で從来のような家父長的な統轄というのは出来なくなつて來ている。これは戦後ずっと進んで來たのだろうと私は思う。農業にしてもしかるべき一定の知識というものが必要になつてくるし、どうもおじいさん達にはわか

らないという点がありますから。そういう新しい機械化体系に即応するような充実した労働力というのが中心になってくるだろう。そうなるとそれは家の束縛あるいはコントロールから外れた形で労働に参加していくという形になっていくのだろう。もちろんそれで完結するわけではないので、補助的な作業あるいは労働集約的な作業などについてはおじいさんおばあさんが一定の役割を持つということは十分ありうるだろう。しかしそれは従来のような家族協業的なものとはかなり違うのではないかという気がする。

例えば、中国の江蘇省などで話を聞くと、中国では統計的に農家というカテゴリーは無く、土地の分配も世帯ではなく個人個人に配分する。そこで請負制度というのは、本来個人請負であり、ある人間が一定の面積を請け負っているのであってある家族が請け負っているのではない。それでたまたま色々話を聞いてみると家庭農場という言葉が出てくる。何だろうと思ったら、家庭というのは要するに家族のことである。中国で家族といふとこれは宗族を指す。お宅の家族はと言うと、たちまち現住世帯員以外のわーっと広がった縁者が出てくる。家庭といふとこれは世帯のことを指す。だから家庭農場とは世帯をさすのであって、だんだん中国でも農家というカテゴリで統計を整理する必要が出て来ているらしい。

そういう個人が運営するという考え方だが、段階は全然違うけれども、これから日本の農業でもやはりそういう側面が出てくるのではないかだろうかという気がする。これは集団の場合でも勿論そういうのだろうと思う。だから世帯主である、あるいは土地の名義所有者である世帯主みたいな者が参加するというだけではなくて、実際の農作業に参加する主婦なら主婦というものを、一つの自立した労

働労単位として、自立した責任と自覚というものが与えられなければ、新しい農業の展開というのは難しいのではないかという気がちよっととする。

松田

生産組織のような場合にどうなのだろうか、実態について教えていただければと思いますが。

安原

そうですね。実態はほんとにどうなっているのか知りたいと思います。

高山

一つお伺いしたいのだが、また切り方が全然違うのだが、嫁不足というようなことで、フィリピンとかスリランカから町村を挙げて呼んでくる。そのような形を取らなければ、農業経営というか、農家を限界的に維持出来ないような状況というのがある。一方では農業経営と家とか逆転したと言われるが、もう一方では膨大な層として家も農業経営も何か解体してしまった、そういう状況が今、従来の家・農業経営で捕まえる捕まえ方を再検討させてもらいたい。兼業化といふこともそのように働いている一つの要因だとと思う。土地所有あるいはおしゃったような自給性の観念、生活保全、そういうようなところの根が非常に強いのが、もうそれすら維持できなくなってしまっているという極限の状況をもう一方に置いてみたら、一体どう考えられるのだろうか。そして先程の社会的関係単位として、空間的単位としての家、その中には家の格ということがあるが、祭祀組織のことは別として外国から嫁をもらうなんてことは従来の家の格なんていう観念とは大違ひじゃないだろうか。それでも嫁を取るという形で家の連続性の方をとる。ちょっと言葉はひどいけれど昔の腹は借りものだという形での家の連続性ということが一面では非常に強い。だけでもそれも維持できなく

なっている。そういう限界状況がその中に出ていているんで、もう一つの範疇として確かに農家ということを問題にしたけれども、解体していく農業という状況のなかで相対化した農家の問題というのをどうお考えになるのか。こういうことが話を聞いていて一つ感じた点である。

安原

地域差とか位置類型とかそういうことにあえて触れなかつちの方は嫁不足はないのだという。だから嫁不足というのが言われているのは四国の祖谷や岩手の山村だという。しかしそうではない東村などでも嫁不足は事実で、三十代で結婚していないのがこの部落にも一人いますなどという話を聞くから、確かに一般的な状況としてそういうことを言えるということはある。しかしそれは、ある意味では昔もあるわけで、要するに舉家離村して都会に出て行ったということはあるわけだから……。

高橋

伝統的な家にしがみついていたのでは生活も農業も成り立たなくなつて来ているが、だがそれを解体しないといふのは事実ですよね。だから高山先生がおっしゃったその点は僕は非常に重要だと思う。いくつか過疎地域の調査をしたけれども、それは多かれ少なかれどの農村にも言える。農家数はどんどん減つているわけで、家が解体して来ている。農業をやめて土地を手放してしまえばね、完全な解体ですよね。そういう状況が頻発している中の農業問題である。

高山

だから先程高橋さんがおっしゃったように、やはり高齢化社会という、私最近農村を歩いておりませんけれどもちよこちよこつて見ておりますと、やはり老齢化のインパクトが非常

に高い。二〇%超すとかそういうような所が出ている。それをどうやって地域社会として維持していくか。家というような形では実際にはもう扱い切れない状況になつてきてる。そうすると、家には庇護・社会保障という側面があつたし今もそういう側面があると再三言われるが、家の解体化ということがむら自身としての家族の存続あるいは老後保障ということをさせなくしている。そこでどうしても組み替えが必要になつて來ているようと思う。それはパラダイムの転換ということではなくて、現実にそういう問題でかなり頭を悩ませている。それで市町村財政を見ていくと、特別会計が赤字になっている。そして健康村とか言っているけれども、やはり老人保険が大きくてどうしようもない。もう町村では実際に負担できなくなつてきている。そういう大きな変化に当面しているのではないか。

柄沢

高山先生が維持できなくなつてきている、解体状況と言われるが、それは実際には維持できなくなつてきているものを、あえて何とか維持していこうとして、何か別の、例えば外国人から花嫁をもらうとか、今まで考えられなかつたような新しい対応を見出していくこうという、その現実というか、そういうことをやつている農家の意識、そこが問題なのではないか。そこを我々はしっかりと見ていく必要がある。

高橋

それがヨーロッパではわりと問題にならないのです。ソシオロジア・ルラーレを大分前に読んでいたら、フランスでは農業者は結婚できないですよ、男は。婚姻率をずっと調べている。一ヵ国だけじゃなくてヨーロッパ全体がそうだと思う。モノグラフを見るとね。結婚はできないですよ。経営規模は大きいですけれどね、確かに。そういう状況であつても、その割にはあまり皆さ

んヨーロッパを見ていても問題にならないということは、日本のよう

に深刻じゃないということかもしない。

高山 日本ほど深刻じゃないですよ。

高橋 そうでしょう。

高山 まあ、見てる限り。

磯辺 提出されたなかで一番最初に、家の変容の全容というか、それを単に断片的ではなく捉えるという、そのことにもう関わった問題が今出されていることのなのではなかろうか。私の個人的な偏見で言うと、家の体制の方はできるだけ現状を維持しながら、それにはどう合わせるかというとフリーピンから連れて来ざるをえない、とこういうような仕掛けにどうもなっているのではないか。だから私の変な用語法で言うと、市民の皆さんは土に触りたいということで、市民農園とか有機農法だとか色々な形で、特にお年寄を中心にしてアプローチしておられる。つまり市民の農民化と私は少し大袈裟に言うんですが（内緒ですが相手が横浜市なものですからそう言わないよ通じない）、それに対しても農民の市民化がはるかに遅れている。嫁不足であると都市農業であるとにかくわらす。というのはやはり制度に関わってくる。家族ということではないかというイメージが私にはありますて、安原先生がおっしゃる図の一一番下の段階に行っているのかどうか、また一番上の段階で農家はまだうろうろしているのでなかろうか。ということを非常に気にしているのですが、その辺の議論を本当は皆さんにしていただきたいのですが、与えられた時間を大分超過しましたのでこの辺で今日は打ち切らせていただきたいと思います。

高橋

安原先生御承知のように、社会学全体を見ると色々な形で家というものを規定しているのですね。有賀さんだったか喜多野さんだったか支配ですよね。家産制支配、家父長制支配から家を規定する、そういう議論。あまり問題にされなくなってきたりますけれどもね。それから家連合・生活組織の有質理論もあるし。

それから最近盛んに議論されるようになったのは株論ですね。家というものは株とともに、むらの株という株論。これは磯田さん流の家格型の村落と無家格型の村落、これとかかわってくると思う。あるいは経営体と見たり、安孫子さんのように労働組織だという見方もあるし、祭祀組織もあるし、あるいは主体形成の原理にまで遡つて、日本人のね、そういうものを創るんだという議論もあるし、あるいは家産を重視する考え方と色々あると思う。やはり全体的にトータルに、そういうものを射程に入れて考えていく必要があると思う。安原先生がおっしゃったことですべてではないですね。

安原

それはおっしゃる通りです。ですから家論には立ち入らないといふいう前提の下にね……。

高橋

結局はでもそのあたり何とかしないよね。

（録音状態が不良なため、一部削除したところがあり、文意が十分に続かない部分がありますが、お許し下さい。文責・事務局）

吉沢 では司会の磯辺先生からの、全容を探る作業が必要であるという、それを一つ最後の言葉にして、閉会させていただきたいと思います。

## 一九八九年度第二回運営委員会記録

### 会員異動

#### 所属変更

酒井俊二（気象庁→所属なし）

佐藤利明（東北大学→石巻専修大学）

寺口瑞生（京都大学→松阪大学政治経済学部）

小林一穂（三育学院短大→大阪外国语大学）

#### 住所変更

石原豊美

〒一二四 東京都葛飾区西蒲有二一二二一一六

フレール綾瀬一三〇四号

電話〇三一六〇三一三九四七

佐藤利明

〒千九八二 仙台市太白区若葉町一五一一一〇一

多々良翼

〒九八一―三一 仙台市泉区虹の丘四十三一一

電話〇二三一三七二一八九八五

寺口瑞生

〒五一五 三重県松坂市久保町一八四六一八四

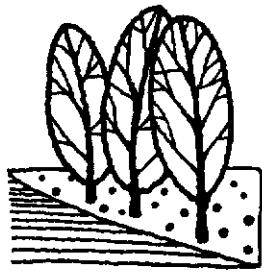
教職員住宅二三三号

電話〇五九八一二九一三八六五

藤井勝

〒四六四 名古屋市千種区清住町二一四八

グリーンハイツ東山苑二〇二



日時 一九八九年二月四日（土）  
場所 中央大学駿河台記念館三五〇号室  
出席者 磯辺、柄沢、高橋（明）、高山、松田、安原、吉沢  
報告事項  
一、事務局  
（1）【村研通信】一五五号を発行した。  
（2）会員動向  
議題  
退会 八木庸夫（八九年三月）  
一、関東、東京地区研究会について  
運営委員会で数人の候補があがたが、宿題委員会に人選を託した。（その後、宿題委員会として、田代洋一氏（横浜国立大学）に依頼したところ、ご快諾を得て、六月三日（土）に開催することになった。）

山本正和

〒四六五 名古屋市名東区勢子坊三一七〇ハサン山田四〇三

電話 ○五二一七〇一一七四八九  
蘭信三

蘭

〒八六〇 熊本市池田三丁目一〇一四  
電話 ○九六一三三六一〇四四三

安達生恒

〒一四四 東京都大田区西六郷一一一一四一七〇三  
小林一穂

〒五六二 大阪府箕面市小野原東五五五一五一三三

電話 ○七二七一七一三四五

退会  
八木庸夫(八九年三月)



## 第三十七回(一九八九年)大会のお知らせ

本年度、村落社会研究会大会は、左記の日程等により開催準備を進めておりますのでお知らせします。

記

一、日時 十月十八日(水)・十九日(木)

一、場所 岐阜県大野郡白川村荻町

尚、開催場所は交通不便のため前泊(十七日)されることをおすすめします。また、十九日中に「東京」まで帰えることも可能となるよう交通手段を手配することも考えております。この期間中は、「どぶろく祭り」の最中ですので、宿泊予約等を少し早目にお願いすることになるかと思いますのでよろしくお願いします(既に十七・十八・十九日の三泊分の宿泊予想人数分は確保しております)。詳しくは追って御通知申し上げます。

大会事務局・早稲田大学 柿崎京一

連絡先・〒359 所沢市三ヶ島 早大人間科学部

一〇四二九(四九)八一一(代)一  
又は 〒167 東京都杉並区下井草一一五一一〇三(三九九)〇七六三一

### 八九年大会報告の募集

来る一〇月十八日・十九日の大会報告を募集します。報告希望の方は、事務局宛八月十五日までに「題名」を付し御送付下さい。  
なお「要旨」(四〇〇字詰原稿用紙五枚前後)を八月末までに事務局宛に御送付下さい。

## 会員の出した本

柄沢行雄 「大都市圏の拡大と地域変動」(十時巖周編著、慶應義塾大学法学研究会刊、一九八九年発売所 慶應通信株式会社、八六〇〇円)

鳥越皓之、嘉田由紀子 「環境問題の社会理論—生活環境主義の立場から—」(鳥超皓之編、御茶の水書房、一九八九年、一、八〇〇円)

黒柳晴夫、後藤和夫、松本通晴、岩崎信彦、西村雄郎 「同時代人の生活史」(庶民生活史研究会編、未来社、一九八九年、四、八〇〇円)

岩本由輝 「村と土地の社会史—若干の事例による通時的考察—」(刀水書房、一九八九年、一、九〇〇円)

